

卒FIT買取サービス約款

2019年12月2日実施

MC リテールエナジー株式会社

I	総則	4
第1条	適用	4
第2条	卒FIT買取サービス約款の変更	4
第3条	用語の定義	4
第4条	単位および端数処理	5
第5条	実施細目	5
II	契約の申込み	5
第6条	買取契約の申込み	5
第7条	買取契約の成立	6
第8条	買取の開始	6
第9条	電気方式および標準周波数等	6
III	買取料金の算定および精算方法	7
第10条	電力買取料金の適用開始日	7
第11条	買取電力量の計量	7
第12条	買取料金の算定	7
第13条	買取料金の精算方法	8
IV	買取	8
第14条	適正契約の保持	8
第15条	電力買取にともなうお客さまの協力	8
第16条	買取の停止、制限または中止	9
第17条	停止の解除	9
第18条	工事費等の負担	9
第19条	違約金および損害賠償の免責等	9
第20条	不可抗力	10
V	契約期間および契約の変更ならびに終了	10
第21条	契約期間	10
第22条	お客さまの申し出による解約	10
第23条	契約の解除および期限の利益の喪失	11
第24条	契約の変更	11
第25条	名義の変更	11
第26条	契約終了後の債権債務関係	11
VI	その他	12
第27条	管轄裁判所	12
第28条	暴力団排除に関する条項	12
第29条	守秘義務	12
第30条	お客さまに係る個人情報の利用	12

第31条	発電バランシンググループの設定.....	12
第32条	発電記録等の提出.....	13
第33条	環境価値等の帰属.....	13
第34条	誠実協議.....	13
附 則	.....	14
別紙1	申込み方法.....	15

## I 総則

### 第1条 適用

1. この卒FIT買取サービス約款（以下「本約款」といいます。）は、当社にインターネットの加入申込申請、または書面による加入申込書（以下併せて「本申込書」といいます。）を提出していただいたお客さまが、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（以下「一般送配電事業者の供給設備」といいます。）に発電者の太陽光発電設備（以下「当該発電設備」といいます。）を電氣的に接続（以下「系統連系」といいます。）し、発電者自らが消費する電力を除いた電力（当該発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。）を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取するときの契約（以下「買取契約」といいます。）条件を定めたものです。なお、重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合がございます。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより買取契約のお申込みをいただいたものとしします。
2. 本約款は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」といいます。）の適用期間が満了したお客さまの当該発電設備に適用いたします。
3. お客さまおよび当社は、本申込書および本約款に定められた事項を遵守するものとしします。

### 第2条 卒FIT買取サービス約款の変更

1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定め、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、買取単価その他の買取条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の買取条件を記載した書面を交付します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、当社は変更された税率にもとづいて買取金額等について算出いたします。
3. お客さまと当社との間で契約が成立した場合、本約款等、買取契約に関する買取条件を記載した書面については、遅滞なく、当社ホームページのお客さま会員ページに掲載する方法その他の当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとしします。買取契約に関する買取条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

### 第3条 用語の定義

以下の言葉は、買取契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

1. 太陽光発電設備  
太陽光エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属設備をいいます。
2. 一般送配電事業者  
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者をいいます。
3. 託送供給等約款  
電気事業法第18条の規定にしたがい、発電場所を供給区域とする一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の許可を受けたものをいいます。
4. 発電者  
当該発電設備により電気を発電する者（原則として本約款におけるお客さまと同一とします。）をいいます。
5. 発電場所  
当該発電設備により電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所にかかる規定

に準ずるものとしたします。

6. 接続契約  
当該発電設備を一般送配電事業者の供給設備に系統連系するための契約をいいます。
7. 買取電力  
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力（キロワット）をいいます。
8. 買取電力量  
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力量（キロワット時）をいいます。
9. 設備ID  
当該発電設備または事業計画の認定時に当該発電設備に割り振られるIDをいいます。
10. 発電出力  
当該発電設備の定格発電出力（キロワット）をいい、本約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力といたします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。
11. 発電バランスンググループ  
託送供給等約款に定める発電量調整受電系格差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と一般送配電事業者において設定するものをいいます。
12. 給電指令  
当該発電設備の運用について、一般送配電事業者から指令することをいいます。
13. 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
14. FIT等  
FIT法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（2011年法律第108号、その後の改正を含む。）をいいます。FIT電源とはFIT法第5条に定める認定発電設備をいいます。FIT電源契約とはFIT法第5条に定める特定契約をいいます。FIT卒業電源とは、FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいいます。
15. 環境価値  
非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値をいいます。）、ゼロエミ価値（温対法上のCO<sub>2</sub>排出係数が0kg-CO<sub>2</sub>/kWhである価値をいいます。）、環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値をいいます。）等、太陽光発電設備で発電された電気のように、二酸化炭素の排出量が少ない電気に付随する価値をいいます。

#### 第4条 単位および端数処理

買取契約において使用する単位および端数処理は以下のとおりとします。

- (1) 買取電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 買取料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

#### 第5条 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

## II 契約の申込み

#### 第6条 買取契約の申込み

1. お客様が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
  - (1) 原則としてお客様と発電者が同一であること。
  - (2) 原則として買取契約の発電場所と同一の需要場所において、当社との電気需給契約を締結している、またはお申込みいただいていること（買取契約と同時に申し込みいただく場合も含まれます。）。
  - (3) 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
  - (4) 一般送配電事業者からの給電指令にしたがうこと。
  - (5) 託送供給等約款における発電者に関する事項について遵守すること。
  - (6) 電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、一般送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項および系統連系に係る設備設計の他、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に関する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。
  - (7) FIT卒業電源の発電方式または発電設備容量等が、FIT法による設備認定時から変更されていないこと、または変更がある場合にはFIT法等の法令に基づく適切な手続きが完了していること。
  - (8) 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランシンググループに属していただくこと。
  - (9) 当該発電設備が発電した電気が有する環境価値等が当社に帰属することを承諾していただくこと。
  - (10) 託送供給等約款に基づく発電の停止、制限または中止にともない発電者が損害（FIT法施行第規則第14条第8号トにおいて特定供給者が補償を求めるとされている場合の損害に限ります。）を受けた場合、託送供給等約款に基づき、当該損害に対する補償が行われることについて発電者が承諾すること。この場合の補償に係る振込先等について、お客様は、当社を通じて一般送配電事業者に連絡すること。
2. 買取契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認のうえ、別紙1（申込み方法）に定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない買取契約の申込みについて、当社は受け付けません。
3. 当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとします。
  - (1) お客様が本約款の内容に承諾していただけないとき。
  - (2) 本条第1項各号に定める申込みの条件を満たしていないとき。
  - (3) 第28条（暴力団排除に関する条項）に抵触するとき。
  - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
4. 当社は、申込み承諾後に電力広域的運営推進機関のスイッチング支援システムを通じて、または、一般送配電事業者との手続きを通して、買取者変更等の契約手続きを実施いたします。

## 第7条 買取契約の成立

買取契約は、当社が、第6条（買取契約の申込み）第4項の契約手続きを完了したときに、買取契約の定めに従い、当社とお客様との間に成立し、締結されます。当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、お客様の債務の支払い状況その他の当社所定の審査によって、買取契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。また、当社は原則として1発電場所につき1買取契約を結びます。

## 第8条 買取の開始

電力買取は、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに開始することとし、具体的な買取開始日は、別途、当社からお客様に通知するものといたします。なお、買取開始日は原則として、FIT法第3条第1項に基づき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の計量日であって、お客様の買取開始希望日以降最初に到来する日といたします。

## 第9条 電気方式および標準周波数等

電気方式、標準電圧、責任分界点および財界分界点は、お客様と一般送配電事業者との接続契約と同一といたします。



3. 本条第1項の単価には環境価値等を含むものとし、その価値は当社に帰属するものとし、
4. 上記買取単価は、改定の可能性があります。その場合には改定の3ヶ月以上前までに、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他の当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

### 第13条 買取料金の精算方法

1. 毎月の電気需給契約に基づく電気料金のご請求額より買取料金分を控除する方法で精算いたします。ただし、買取料金の方が精算月の電気料金の請求額より大きかった場合には、買取料金とご請求額の差額1円あたり1ポインタポイントを加算いたします。
2. 買取電力量と買取料金（ポインタポイント加算分を含みます。）については、書面または当社ホームページのお客さま会員ページにてお知らせいたします。なお、書面での買取電力量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として220円（税込）を、発行対象月の買取料金と精算することによりお支払いいただきます。なお、買取料金が発行手数料よりも少なかった場合は、差額を請求いたします。
3. 買取料金の精算月は、原則として電気需給契約における当月の電気料金のご請求月とします。ただし、買取契約における計量日と電気需給契約における計量日の組み合わせによっては、精算月がずれる場合がございます。
4. 当社と締結いただいている電気需給契約の料金を支払い期限内にお支払いいただけていなかった場合には、買取料金の控除またはポインタポイント加算を留保させていただくことがあります。お客さまの当社に対する債務が残存する場合（上記電気需給契約を含み、これに限りません。）、買取料金と相殺させていただくことがあります。

## IV 買取

### 第14条 適正契約の保持

当社において当該発電設備等または併設設備が買取契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、お客さまは当社の求めに従い、すみやかに買取契約を適正なものに変更するものとし、お客さまが当社の求めに応じない場合は、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって買取契約を変更することができるものとし、また、当社が定める方法で料金の精算を行うことができるものとし、

### 第15条 電力買取、保安等にもなうお客さまの協力

1. 当該発電設備等の維持管理、一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等はお客さまの責任において行っていただきます。
2. お客さまには、当社が電力買取を行うにあたり必要に応じて、当該発電設備および併設設備の発電記録、点検記録、運転に関する記録、その他当社が必要とする情報等は無償で提供していただきます。
3. 当社または一般送配電事業者は、以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地、建物または当該発電設備等の設置場所に、当社または一般送配電事業者の係員（当社または一般送配電事業者からの委託を受けた係員を含みます。）を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者がお客さまの土地、建物または当該発電設備等の設置場所に立ち入ることおよび業務を実施することについて承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。
  - (1) 当該発電設備等の設置場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、回収または故障、点検、修繕または変更
  - (2) 保安上必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
  - (3) 不正な電気受給を防止するために必要な当該発電設備および併設設備の確認または検査
  - (4) 記録型電力量計の計量または計量値の確認
  - (5) 第16条（買取の停止、制限または中止）、第22条（お客さまの申し出による解約）、第23条（契約の解除および期限の利益の喪失）により必要な措置または処置
  - (6) その他、本約款に基づく買取契約の成立、変更もしくは消滅等に必要業務または電気工



作物に係る保安の確認に必要な業務

4. お客さまは、前項の立ち入りに際し、第三者の土地または建物への立ち入りを必要とする場合、この立ち入りに係る当該第三者からの承諾その他の必要な手続き等を実施するものとします。
5. お客さまは、次の場合には、その旨をすみやかに一般送配電事業者にご連絡いただきます。
  - (1) 引込線、記録型電力量計その他発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある場合、またはそれらが生じるおそれがある場合。
  - (2) 当該発電設備など、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合であって、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合。
6. その他、お客さまは、託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

#### 第16条 買取の停止、制限または中止

1. 以下の各号のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電力買取の停止が行われる場合があります。
  - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - (2) お客さまが、発電場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - (3) お客さまが、託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
  - (4) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用された場合
  - (5) お客さまが、その他託送供給等約款に反した場合
  - (6) お客さまが、その他本約款に反した場合
2. 第1項に定めるほか、一般送配電事業者の託送供給等約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて、電力買取を制限または中止することがあります。
3. 本条によって電力買取を停止する場合には、当社は適当な処理を実施することができます。

#### 第17条 停止の解除

1. 第16条（買取の停止、制限または中止）によって、当社または一般送配電事業者が電気受給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実により当社または一般送配電事業者に対して支払いを要することとなった債務を支払った時には、当社または一般送配電事業者は、次の場合を除き、すみやかに電力買取を再開します。
  - (1) 非常変災の場合
  - (2) 午後5時から午前9時までの時間
  - (3) その他特別の事情がある場合

#### 第18条 工事費等の負担

1. 記録型電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。既にお客さまが、受電用電力量計を設置されている場合は、これを残置または撤去することをあらかじめご承諾いただきます。
2. 電力買取の開始または買取契約の変更等に伴い、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額をお客さまから申し受けます。
3. 当社は、工事費等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、お客さまとすみやかに工事費等相当額を精算するものといたします。

#### 第19条 違約金および損害賠償の免責等

1. お客さまの故意または過失によって、その発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者から、修理可能の場合における修理費、または亡失もしくは修理不可能の

場合における帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償を求められた場合、お客さまは、当社に対しその賠償相当額を支払うものとします。

2. 次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
  - (1) 発電設備等の故障、劣化、誤作動等により買取電力量が減少した場合
  - (2) 本約款の第6条第3項の定めに基づき、申し込みの受付または契約手続きを停止した場合
  - (3) 本約款の第16条の定めに基づき、買取を停止、制限、または、中止した場合
  - (4) 本約款の第23条の定めに基づき、契約を解除した場合
  - (5) 一般送配電事業者からの計量値の提供が遅延し、買取料金の精算が遅延した場合、または当社の責によらない理由で計量値の提供が行われず買取料金の算定ができない場合
  - (6) 申込時の誤記入や名義の変更等により、買取料金の精算ができなかった場合
  - (7) その他、当社の責によらない理由により、お客さまに法的責任や損害が生じた場合

## 第20条 不可抗力

1. 地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等、その他当社の責によらない事由が発生したことにより当社が買取契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまに損害の賠償責任を負わないこととします。
2. 前項で定める不可抗力を原因として当社が買取契約の全部または一部の履行ができない場合、第21条（契約期間）、第22条（お客さまの申し出による解約）および第23条（契約の解除および期限の利益の損失）の規定にかかわらず、お客さま、または当社は買取契約を解約することができます。本項に基づく解約にともない生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償責任を負わないものとします。

## V 契約期間および契約の変更ならびに終了

### 第21条 契約期間

契約期間は、以下によります。

- (1) 契約期間は、買取開始日から1年間とします。
- (2) 契約期間満了日に先だって買取契約の終了または変更の申し出がない場合、買取契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。ただし、引越しなどによりお客さまが当該発電設備での発電を終了することを理由とする買取契約の終了の申し出の場合、お客さまは、契約期間満了日の15日前までに買取契約を終了する旨の申し出をするものとします。
- (3) 前2号の定めにかかわらず、お客さまと当社との電気需給契約が終了する場合には、同終了月の計量日をもって買取契約も終了するものといたします。
- (4) 当社から他の買取事業者に変更される場合は、お客さまの方で新たな買取事業者に対して契約のお申込みをしていただきます。

### 第22条 お客さまの申し出による解約

1. 買取契約の成立後、お客さまが買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめその希望する解約希望日を定めて、解約希望日の15日前までに当社に通知していただきます。ただし、他の小売電気事業者との間で買取契約を締結するために買取契約を解約する場合は、原則としてお客さまが新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者による買取開始日をもってお客さまの解約希望日とし、当該解約希望日は、原則として当該他の小売電気事業者から当社に対して通知されるものとします。
2. 買取契約は、原則としてお客さまが当社に通知された解約希望日に終了いたします。ただし、場合により、お客さまの指定した解約希望日までに解約手続が終了しないことがあります。その場合、当社は、合理的に可能な限り解約希望期日に近い期日を解約予定期日と定め、すみやかに、お客さまに書面その他の方法により通知します。また、買取契約は電気需給契約を締結いただいているお客さまを対象としているため、電気需給契約の解約の申し出をいただいた場合、お客さまからの買取契約の解約の申し出の有無、またお客さまが指定した買取契約の解約希望日にかかわらず、電気需給契約の解約手続に先立って買取契約の解約手続を

完了することとします。この場合、当社は、すみやかに、お客さまに買取契約の解約予定日をお知らせいたします。

3. お客さまが当社との買取契約を解約する場合において、当社以外の者と買取契約を締結しないときは、お客さまの当該発電設備について、お客さまはお客さまの責任と負担によりすみやかに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じるまでに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給しても、当社または送配電事業者はこの対価の支払い義務を負いません。
4. 買取契約の成立後1年を経過する日より前に、お客さまが買取契約を解約される場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費等の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。

### 第23条 契約の解除および期限の利益の喪失

1. 当社は、次の場合には、買取契約を解除することがあります。その場合、当社は、解除する日の15日前までに、お客さまに対して書面で通知します。
  - (1) 第16条（買取の停止、制限または中止）によって電力買取を停止されたお客さまが、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - (2) お客さまが、買取契約および本約款（すでに終了しているものを含みます。）によって、支払いを要することとなった債務を支払われない場合
  - (3) 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、第14条（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
  - (4) 第6条（買取契約の申込み）第1項に定める契約条件を満たしていないことが判明した場合
  - (5) 当社との電気需給契約に反した場合
  - (6) その他、本約款に規定された措置を講じていただけない場合または本約款に反した場合
2. どの小売電気事業者とも電力の買取契約が締結されておらず、買い手が不在である場合には、余剰電力は一般送配電事業者によって無償で引き受けられることとされております。当社の申し出により契約を解除した場合であっても、お客さまご自身で新たに買取事業者を探していただき、契約のお申込みをしていただく必要がございますので、ご注意ください。

### 第24条 契約の変更

1. ①当該発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合、②一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更もしくは修繕工事を希望される場合、もしくは工事後に当該物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合等には、その旨を当社に申し出いただきます。お客さまが変更の申し出を行わなかった場合であっても、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金の精算を行うことができます。
2. お客さまが買取契約の変更を希望される場合には、第6条（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものといたします。
3. 契約電力の変更は、1月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

### 第25条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気を買取していたお客さまの当社に対する、すべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合、新たなお客さまは、インターネットまたは当社が指定する書面により申し出るものとします。

### 第26条 契約終了後の債権債務関係

契約期間中の買取料金その他の債権債務は、買取契約の終了によっては消滅いたしません。

## VI その他

### 第27条 管轄裁判所

買取契約にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第28条 暴力団排除に関する条項

1. 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、買取契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
  - (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、買取契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
  - (2) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
  - (3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
  - (4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
  - (5) 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
3. 当社は、前二項の一つにでも違反した場合、第23条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項に従い買取契約を解除できるものとします。この場合において、お客さまに買取契約に基づく当社に対する未払いの債務がある場合、直ちにお支払いいただきます。なお、本項に基づく解除によりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第29条 守秘義務

お客さまは、買取契約の締結により知りえた当社の秘密情報を秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

### 第30条 お客さまに係る個人情報の利用

1. 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所および当該発電設備の情報（稼働等の情報を含みます。）（お客さまを識別できる情報をいい、以下総称して「お客さまに係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社ホームページ等において通知いたします。
2. 当社は、お客さまに係る個人情報について、電気事業その他の関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。
3. 前項の定めによる他、当社、お客さまに係る個人情報について、当社ホームページ等において通知する「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

### 第31条 発電バランスンググループの設定

当社は、託送供給等約款の定めにより、発電バランスンググループを設定し、お客さまの当該発電設備を、原則として当社の発電バランスンググループに属させたいうで、発電計画の作成等託送供給等約款等に基づく手続きを行います。

### **第32条 発電記録等の提出**

当社は、第31条（発電バランシンググループの設定）に伴う手続きを行うにあたり、必要に応じてお客さまに当該発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができます。この場合、お客さまは、当社が必要とする情報並びに当該発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提出するものとします。

### **第33条 環境価値等の帰属**

当該発電設備にて発電される再生可能エネルギー電気の環境価値等は、原則として、電気受給に伴い、当社にすべて帰属するものとします。なお、環境価値等を当社に帰属させるにあたり、お客さまは必要に応じて当社に協力するものといたします。

### **第34条 誠実協議**

本約款に定めのない事項または本約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまおよび当社は誠意をもって協議し、その処理に当たるものといたします。

## 附 則

### 1 本約款の実施期日

本約款は、2019年12月2日から実施します。ただし、関西電力および四国電力エリアでの申込受付は2020年1月20日からとします。

### 2 消費税相当額

第12条の買取料金は、2019年10月1日以降の消費税等相当額（10%）も含まれており、同日以降も同買取料金単価が適用されるものとします。

## 別紙1 申込み方法

お客さまが新たに電気の買取契約を希望される場合は、あらかじめ本約款をご承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、インターネット、または書面にて申込みをしていただきます。なお、重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合がございます。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより買取契約のお申込みをいただいたものとします。

- (1) 旧買取事業者名
- (2) 発電者名義等（原則として当社との電気需給契約の名義と同一であることを要します。）
- (3) 発電場所
- (4) 受電地点特定番号
- (5) 発電出力
- (6) 設備ID
- (7) FIT買取期間満了日
- (8) 併設設備
- (9) 当該発電設備の概要（発電設備容量等を含みます。）
- (10) その他当社が必要と判断した事項